様式第２号

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　椎葉村長

妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

　また、妊婦支援給付金（１回目）の支給について、次のとおり支払いますので通知します。

記

　１．支払予定日　　　　年　　月　　日

　２．支払金額　　　　　　　　　　円

**（転出時の認定取消）**

なお、子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に村外に転出した場合には、転出日をもって椎葉村の妊婦支援給付認定は取消されます。（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。）

また、取消しにより椎葉村から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

**（不服申立て）**

上記の取消の処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、村長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、椎葉村を被告として（訴訟において椎葉村を代表する者は椎葉村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。